

日本獣医師会小動物臨床部会小動物臨床委員会
小動物獣医療開業ガイドライン ワーキンググループ

【別添資料 4】

小動物獣医療開業ガイドライン基本事項

平成 27 年 5 月

公益社団法人 日本獣医師会

目 次

1	はじめに	1
2	小動物獣医療開業ガイドライン（骨子）	2
3	おわりに	6

小動物獣医療開業ガイドライン基本事項

1 はじめに

ペットとして飼育されている家庭動物の頭数増加とともに、小動物診療の分野で活躍する獣医師は増加してきた。農林水産省が取りまとめた獣医師法に基づく届出状況によれば、約30年前の昭和59年（1984年）において小動物診療に従事している獣医師は、全体の16.9%に当たる4,334人であったが、平成16年（2004年）には10,046人と、初めて1万人を超え、平成24年（2012年）には全体の38.2%にあたる14,640人となっている。

また、小動物診療施設は平成26年現在で11,016施設であり、小動物診療に従事する獣医師の多くは、動物病院を自ら開業していることがわかる。

小動物診療施設が増加する一方、少子化による人口減少や、動物飼育頭数の減少等、開業後の動物病院経営をめぐる社会的環境は厳しさを増している。安易な開業は安定経営に大きな不安を抱えることとなり、良質な獣医療提供の妨げとなりかねない。小動物診療施設の開業に当たっては、十分な事前調査と準備、事業計画の立案が重要である。

近年、小動物診療を巡っては、いわゆるペット保険の保険金詐欺をはじめとする獣医師の法令違反事例が後を絶たないという倫理面での課題や、不十分な設備や未熟な獣医療技術等に起因すると思われる獣医療トラブル等が顕在化している。その多くは、動物診療施設を開設する獣医師それぞれが、十分な準備と心構えを持つことで防止できる事例と考えられる。

そこで、小動物臨床委員会では、小動物獣医療開業ガイドラインワーキンググループ（座長：川田睦 ネオ・ベッツ代表取締役社長）を設置し、動物病院を開設し、開業する際に最低限必要とされることがらについてまず検討し、基本的な考え方を「小動物獣医療開業ガイドライン（骨子）」としてとりまとめたので報告する。

2 小動物獣医療開業ガイドライン（骨子）

小動物獣医療開業ガイドライン（骨子）

公益社団法人 日本獣医師会

1 開業前に準備すべき事項

(1) 事業計画の立案に関する事項

- ア 独立開業する目的及び将来の目標を明確にしなければならない。
- イ 動物病院の規模や診療内容を含む具体的な事業計画を立案しなければならない。
- ウ 施設・設備の導入計画及びその修繕・更新計画を策定しなければならない。

(2) 資金計画の立案に関する事項

- ア 立案された事業計画に基づく初年度必要経費を算出しなければならない。
- イ 開業当初の安定経営のため、必要経費を含む当面の運転資金を十分に準備しなければならない。
- ウ 数年先まで見通した事業収支計画を具体的に立案しなければならない。

(3) 事業形態及び関係法令の確認と遵守に関する事項

- ア 個人経営とするか法人経営とするかを決定しなければならない。
- イ 被雇用者がいる場合は労働保険に加入しなければならない。
- ウ 法人経営の場合、又は個人経営で従業員が5名以上の場合は、社会保険に加入しなければならない。
- エ 施設及び設備の基準や放射線防護、動物診療施設開設の届出手続き等、獣医療関係法令に基づいて開業準備を進めなければならない。

2 施設及び設備等に関する事項

(1) 施設全体に関する事項

- ア 診療施設内には、少なくとも待合室(受付)、診察室、処置室、手術室、X線検査室、入院室をそれぞれ備えなければならない。
- イ 法令に基づく動物診療施設の開設の届出を行い、届出事項に変更が生じた場合には遅滞なく変更の届出を行わなければならない。

ウ 騒音や悪臭等、近隣への迷惑行為や公衆衛生上の問題が生じないように配慮しなければならない。

(2) 手術室に関する事項

ア 独立した手術室に、吸入麻酔装置及び生命機能監視装置を備えなければならない。

(3) 入院室に関する事項

ア 入院室は、動物を安全に管理し、看護者が効率よく看護を行えるよう環境を整えなければならない（逸走防止、空調、視認性と動線の確保等）。

イ 動物は常にケージ等で個体ごとに管理されていなければならない。

ウ 伝染性疾患の症例については、適切に隔離、管理されていなければならない。

(4) X線検査室に関する事項

ア 管理区域外に放射線が漏れないよう設備を運用しなければならない。

イ フィルムバッジまたはガラス線量計を備え、従事者の被ばく線量を適切に管理しなければならない。

ウ 防護衣、防護手袋、防護カラーを備え、適切に使用しなければならない。

エ 法令に基づきエックス線装置の届出と被ばく防護、教育訓練を行わなくてはならない。

オ 法令に基づき廃棄物（X線現像液、検査液等）の処理をしなければならない。

(5) 検査機器等に関する事項

ア 血液検査機器として血球計算機器・遠心分離器・顕微鏡・屈折計・血液化学検査機器・電解質検査機器・塗抹染色器具等を備えなければならない。

イ 画像診断機器としてX線装置、超音波装置等を備えなければならない。

ウ 各科の検査機器として、眼圧計、検眼鏡、耳鏡、心電計等を備えなければならない。

(6) 救急対応に関する事項

ア 人工蘇生機器(人工呼吸器またはバッグバルブマスク)及び救急用セット(薬剤及び器具)を備えなければならない。

(7) 滅菌に関する事項

- ア オートクレーブあるいはガス滅菌器を備えなければならない。
- イ ガス滅菌を行う場合には法令に基づき施設環境を整えなければならない。

(8) その他

- ア 法令に基づき医療廃棄物（注射針、感染性廃棄物、廃液等）の保管、処理をしなければならない。

3 診断及び治療に関する事項

(1) 的確な診断・治療に関する事項

- ア プロBLEM・オリエンテッド・システムの基礎概念に基づき、血液検査（全血球計算、血液化学検査）、画像診断検査（X線検査、超音波検査）、尿、便、細胞診、心電図検査等を実施できなければならない。
- イ クライアントが希望する場合には CT 検査、MRI 検査、内視鏡検査、病理検査、外科手術等、自らの施設で実施不可能な検査、治療を外部の機関に依頼、または紹介しなければならない。
- ウ 全ての診療経過及び検査結果は、法令に定められた方法でカルテに記録され、いつでも参照できなければならない。

(2) 外科手術の衛生と安全確保に関する事項

- ア 手術用の帽子、マスクを着用し、手術前には定法に従って手洗いをしなければならない。
- イ 手術用ガウン、手袋、ドレイプ、手術器具類、気道及び血管の確保のための器具類等は、使用の都度、滅菌済みのものを使わなければならない。
- ウ 気道及び血管の確保を行わなければならない。
- エ 体温、心拍数、呼吸数、心電図、血圧、血中飽和酸素濃度、血中炭酸ガス濃度等、異なる 3 種類以上の生命維持モニターを行わなければならない。
- オ 全身麻酔下で処置、手術を行う場合は、必ず術者以外に麻酔係を配置しなければならない。

4 円滑なチーム獣医療の実施に関する事項

- (1) 動物看護師等との十分なコミュニケーションのもと、診療の質の向上に努めなければならない。
- (2) 認定動物看護師の雇用を進めるとともに、学会や研修への参加等、動物看護師等のスキルアップを積極的に支援しなければならない。

(3) 動物看護師の業務範囲は、関係法令を遵守しなければならない。

5 地域や社会への貢献等に関する事項

(1) 動物の適正飼養やしつけに関する普及啓発に努め、地域社会の公益に資する活動に積極的に協力しなければならない。

(2) 災害時における被災動物の保護、救援活動に協力しなければならない。

(3) 地域における狂犬病予防注射と犬の登録事業の推進、実施を積極的に行わなければならない。

(4) 飼育動物に対するマイクロチップの装着とデータベースへの登録を普及推進しなければならない。

6 関係法令の遵守、個人情報管理、及び労働環境に関する事項

(1) 獣医師法、獣医療法、医薬品医療機器等法（旧薬事法）、麻薬及び向精神薬取締法、家畜伝染病予防法、感染症法、ペットフード安全法等の動物医療に関係する法令を熟知し、遵守しなければならない。

(2) 個人情報保護法に基づき個人情報を管理しなければならない。

(3) 労働関係法令に基づき、労働環境を整えるよう努めなければならない。（最低賃金法の遵守、動物看護師等の健康配慮義務、36協定の提出等）

(4) 正社員として動物看護師等を募集する場合には、労働条件の明示義務（業務内容、労働契約の期間、就業の場所、始業終業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩及び休日、賃金の額、健康保険・厚生年金・労働保険・雇用保険の適応の有無等）を果たさなければならない。

7 その他職業倫理に関する事項

(1) 平成14年12月に日本獣医師会が制定した「小動物医療の指針」について、その内容を十分に理解し、適正な小動物獣医療を提供しなければならない。

3 お わ り に

このたび策定した「小動物獣医療開業ガイドライン（骨子）」は、動物病院として施設を構え、開業する場合における基本的な考え方を施設及び設備等のハード面を中心としてまとめたものである。

動物病院における適正な獣医療の提供に向けたガイドラインを策定するためには、本骨子に示された考え方にに基づき、施設等のハード面だけでなく、獣医師の職業倫理意識や継続的な知識・技術の習得等のソフト面についても十分な検討が必要である。

このたびの検討結果が、今後の小動物診療の適正化に寄与することを期待する。

小動物獣医療開業ガイドラインワーキンググループ名簿

(座 長)

川 田 睦 大阪市獣医師会（ネオ・ベッツ代表取締役社長）

(委 員)

河 又 淳 福島県獣医師会理事（千葉小動物クリニック院長）

藤 井 洋 子 神奈川県獣医師会理事（麻布大学獣医学部教授）

総 括（小動物臨床部会長）

細 井 戸 大 成 日本獣医師会理事・小動物臨床部会長
（大阪市獣医師会会長）

